

●令和6年度の個人住民税課税情報から令和5年分の所得税額を算定する式 + 調整給付額を算定する式

この列の金額は円単位
で入力すること

No	データ標準 レイアウト 項目No	項目	R 6 年度個人住民税 課税情報	所得税算定 のための変換式	R 5 所得税額 算出情報	考え方
1	■合計所得金額、総所得金額などの計算					
2	—	総所得金額（繰越控除前）			0	データ標準レイアウトの「6.総所得金額」は繰越控除を加味しているものであるため、繰越控除を加味しないものを算出。
3	8	給与所得額				
4	14	雑所得額（総合）				
5	19	事業所得額				
6	24	不動産所得額				
7	25	利子所得額（総合）				
8	26	配当所得額（総合）				
9	27	譲渡所得額（総合）		× 1/2	0	本来は譲渡所得額（総合）のうち長期譲渡所得のみ×1/2として算入するが、便宜上全て×1/2とする。 また、本来は損益通算後の金額を1/2とするが、簡素化のため先に1/2する。
10	33	一時所得額（総合）		× 1/2	0	本来は損益通算後の金額を1/2とするが、簡素化のため先に1/2する。
11	55	上場株式等配当等所得額（申告分離）		=	0	所得税と同額（マイナスの場合は0）。
12	—	短期譲渡所得額	0	=	0	所得税と同額（他の所得と損益通算できないため、マイナスの場合は0）。本来は長期譲渡所得と損益通算可能だが、簡素化のため考慮しない。
13	47	短期一般所得額（特別控除前）				
14	49	短期軽減所得額（特別控除前）				
15	—	長期譲渡所得額	0	=	0	所得税と同額（他の所得と損益通算できないため、マイナスの場合は0）。本来は短期譲渡所得と損益通算可能だが、簡素化のため考慮しない。また、居住用損失額は簡素化のため考慮しない。
16	40	長期一般所得額（特別控除前）				
17	42	長期特定所得額				
18	43	長期軽減所得額（特別控除前）				
19	53	一般株式等譲渡所得額		=	0	所得税と同額（他の所得と損益通算できないため、マイナスの場合は0）。
20	54	上場株式等譲渡所得額		=	0	所得税と同額（上場株式等配当等所得額（申告分離）以外の所得と損益通算できないため、マイナスの場合は0）。
21	56	先物取引雑所得額（申告分離）		=	0	所得税と同額（他の所得と損益通算できないため、マイナスの場合は0）。
22	34	山林所得額		=	0	所得税と同額。
23	35	退職所得額		=	0	地方税法第50条の2、第328条の規定に基づき課税する退職所得（分離課税されるもの）は除く。
24	—	合計所得金額				・No.211～12,15,19～23までの合計。 ・条約・特例適用の利子・配当等の額は考慮しない。
25	63	純損失繰越控除額		=	0	
26	69	雑損失繰越控除額		=	0	
27	64	居住用財産譲渡損失繰越控除額		=	0	
28	65	特定居住用財産譲渡損失繰越控除額		=	0	
29	66	上場株式等譲渡損失繰越控除額		=	0	
30	67	特定株式等譲渡損失繰越控除額		=	0	
31	68	先物取引差金等決済損失繰越控除額		=	0	
32	—	一般株式等譲渡所得額（繰越控除後）			0	・No.19からNo.30を除く。 ・No.19<No.30なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
33	—	控除しきれない額			0	
34	—	上場株式等譲渡所得額（繰越控除後）			0	・No.20からNo.29,33を除く。 ・No.20<No.29,33なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。（正確には上場株式譲渡損失繰越控除額（No.29）のみ引き継がれるが、簡素化のため全て引き継がれると仮定。）
35	—	控除しきれない額			0	
36	—	上場株式等配当等所得額（申告分離）（繰越控除後）			0	・No.11からNo.35を除く。 ・No.11<No.35なら、この欄の数値は「0」とする。
37	—	先物取引雑所得額（申告分離）（繰越控除後）			0	・No.21からNo.31を除く。 ・No.21<No.31なら、この欄の数値は「0」とする。
38	—	長期譲渡所得額（繰越控除後）			0	・No.15からNo.27,28を除く。 ・No.15<No.27,28なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
39	—	控除しきれない額			0	
40	41	特別控除額（長期一般所得）		=	0	

41	44	特別控除額（長期軽減所得）		=	0	
42		長期譲渡所得額（繰越控除後・特別控除後）			0	・No.38からNo.40,41を除く。 ・No.38<No.40,41なら、この欄の数値は「0」とする。 （繰越控除後の所得額から更に特別控除額を除くため。）
43	—	短期譲渡所得額（繰越控除後）			0	・No.12からNo.39を除く。 ・No.12<No.39なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
44	—	控除しきれない額			0	
45	48	特別控除額（短期一般所得）		=	0	
46	50	特別控除額（短期軽減所得）		=	0	
47		短期譲渡所得額（繰越控除後・特別控除後）			0	・No.43からNo.45,46を除く。 ・No.43<No.45,46なら、この欄の数値は「0」とする。 （繰越控除後の所得額から更に特別控除額を除くため。）
48	—	総所得金額（繰越控除後）			0	・No.2からNo.25,26,44を除く。 ・No.2<No.25,26,44なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
49	—	控除しきれない額			0	
50	—	山林所得額（繰越控除後）			0	・No.22からNo.49を除く。 ・No.22<No.49なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
51	—	控除しきれない額			0	
52	—	退職所得額（繰越控除後）			0	・No.23からNo.51を除く。 ・No.23<No.51なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
53	—	控除しきれない額			0	
54	■所得控除額の計算					
55	70	雑損控除額		=	0	所得税と同額
56	71	医療費控除額		=	0	所得税と同額
57	72	小規模共済等掛金控除額		=	0	所得税と同額
58	73	社会保険料控除額		=	0	所得税と同額
59	74	生命保険料控除額		× 4/2.8	0	所得税の契約ごとの控除限度額は4万円、住民税の控除限度額は2.8万円なので、住民税における控除額×4/2.8とみなす。 （全体の控除限度額は所：住＝12:7であるが、保険契約の状況は人それぞれであり、全体の控除限度額に到達している者はそれほど多くないものと仮定して、保険契約ごとの控除限度額の比で算出）
60	75	地震保険料控除額		× 10/5	0	所得税の控除限度額は5万円、住民税の控除限度額は2.5万円なので、住民税における控除額×10/5とみなす。
61	76	配偶者特別控除額				本人の合計所得と住民税の配偶者特別控除から所得税の配偶者特別控除を算出。
62	—	合計所得金額900万円以下の場合			0	①合計所得金額900万円以下 個人住民税の控除額が33万円→38万円 上記以外→同額
63	—	合計所得金額900万円超 950万円以下の場合			0	②合計所得金額900万円超950万円以下 個人住民税の控除額が22万円→26万円 上記以外→同額
64	—	合計所得金額950万円超 1,000万円以下の場合			0	③合計所得金額950万円超1,000万円以下 個人住民税の控除額が11万円→13万円 上記以外→同額
65	77	配偶者控除等				とする。
66	—	1：一般の控除対象配偶者の場合		+380,000/+260,000/+130,000	0	No.65の数値とNo.24に基づき、所得税における控除額を算出。
67	—	2：老人控除対象配偶者の場合		+480,000/+320,000/+160,000	0	No.65の数値とNo.24に基づき、所得税における控除額を算出。
68	—	3：控除対象配偶者を除く 同一生計配偶者の場合		× 0	0	No.65の回答に基づき、所得税における控除額を算出。
69	80	一般扶養控除者数		× 380,000	0	所得税の控除額を乗じる
70	81	特定扶養控除者数		× 630,000	0	所得税の控除額を乗じる
71	82	老人扶養控除者数		× 480,000	0	所得税の控除額を乗じる
72	83	同居老人扶養控除者数		× 100,000	0	所得税の控除額（加算額）を乗じる。 （No.71の内数）
73	87	普通障害者数		× 270,000	0	所得税の控除額を乗じる
74	88	特別障害者数		× 400,000	0	所得税の控除額を乗じる
75	89	同居特別障害者数		× 350,000	0	所得税の控除額（加算額）を乗じる （No.74の内数）
76	92	控除対象障害者				
77	—	1：特別障害の場合		+400,000	0	No.76の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
78	—	2：原爆障害の場合		+400,000	0	No.76の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
79	—	3：普通障害の場合		+270,000	0	No.76の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
80	93	控除対象寡婦・ひとり親				
81	—	1：寡婦の場合		+270,000	0	No.80の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
82	—	2：ひとり親の場合		+350,000	0	No.80の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
83	94	控除対象勤労学生				

84	—	1：勤労学生の場合		+270,000	0	No.83の数値に基づき、所得税における控除額を算出。
85	—	基礎控除額			0	No.24の合計所得金額に基づき、控除額を算出
86	—	所得控除額合計			0	
87	■課税所得金額の計算					
88	—	課税 総所得金額		1,000円未満切捨	0	・No.48からNo.86を除く。 ・No.48<No.86なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
89	—	控除しきれない額			0	
90	—	課税 短期譲渡所得額		1,000円未満切捨	0	・No.47からNo.89を除く。 ・No.47<No.89なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
91	—	控除しきれなかった額			0	
92	—	課税 長期譲渡所得額		1,000円未満切捨	0	・No.42からNo.91を除く。 ・No.42<No.91なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
93	—	控除しきれなかった額			0	
94	—	課税 上場株式等配当等所得額（申告分離）		1,000円未満切捨	0	・No.36からNo.93を除く。 ・No.36<No.93なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
95	—	控除しきれなかった額			0	
96	—	課税 一般株式等譲渡所得額		1,000円未満切捨	0	・No.32からNo.95を除く。 ・No.32<No.95なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
97	—	控除しきれなかった額			0	
98	—	課税 上場株式等譲渡所得額		1,000円未満切捨	0	・No.34からNo.97を除く。 ・No.34<No.97なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
99	—				0	
100	—	課税 先物取引雑所得額（申告分離）		1,000円未満切捨	0	・No.37からNo.99を除く。 ・No.37<No.99なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
101	—				0	
102	—	課税 山林所得金額		1,000円未満切捨	0	・No.50からNo.101を除く。 ・No.50<No.101なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
103	—				0	
104	—	課税 退職所得金額		1,000円未満切捨	0	・No.52からNo.103を除く。 ・No.52<No.103なら、この欄の数値は「0」とし、控除しきれなかった額は以下へ引き継ぎ。
105	—	課税 総所得金額+退職所得金額（総合課税分）			0	No.88,104の合計額
106	—	課税 山林所得金額（総合課税分・5分5乗方式）			0	No.102を5分5乗方式に修正（課税山林所得金額÷5）
107		課税 分離譲渡所得（10%分）			0	No.92のうち10%課税分（長期特定所得額と長期軽減所得額（特別控除後）の合計（No.17+18-41）と課税長期譲渡所得額（No.92）の小さい方とする。） ※本来は長期特定所得額（No.17）は2000万以下、長期軽減所得額（No.18）は6000万以下のみ税率が低いのが、簡素化のため、これらは一律10%計算で見込む。
108	—	課税 分離譲渡所得（15%分）			0	No.90のうち15%分（短期軽減所得額（特別控除後）（No.14-46）と課税短期譲渡所得（No.90）の小さい方とする。）。92（うち10%分除く）。94.96.98.100の合計額。
109	—	課税 分離譲渡所得（30%分）			0	No.90のうち15%分除く。
110	■所得税額計算					
111	—	R 5 所得税額 （総所得金額+退職所得金額分）			0	
112	—	R 5 所得税額 （山林所得金額（総合課税分・5分5乗方式））			0	
113	—	R 5 所得税額 （分離譲渡所得（10%分））			0	
114	—	R 5 所得税額 （分離譲渡所得（15%分））			0	
115	—	R 5 所得税額 （分離譲渡所得（30%分））			0	
116	26	配当控除額	0	× 0.1	0	「26 配当所得額（総合）」の10%で算出。
117	103	市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額				
118	—	令和5年所得税額			0	・No.111～115の合計から、No.116を除いたもの ただし、No.117が1以上であれば「0」とする。 ・復興特別所得税（所得税額×1.021）は含まない。

■調整給付額の算定

No	データ標準 レイアウト 項目No	項目	R 6 年度個人住民税 課税情報等	定額減税可能額 算定のための算式	調整給付額 算出情報	考え方
201		令和 6 年度個人住民税所得割額	0	=	0	No.202+203
202	124	市町村民税所得割額（定額減税前）				
203	127	都道府県民税所得割額（定額減税前）				
204		個人住民税における扶養親族数（控除対象配偶者含み、国外居住者除く）	0	=	0	No.65に1、2の数字が入っていれば1人カウントし、No.69～71.205は人数をカウント。No.215の数を控除。
205	84	16歳未満扶養者数				
206		個人住民税定額減税可能額	1	× 10, 000	10, 000	1万円×減税対象人数（扶養親族数+1）
207		個人住民税控除不足額			10, 000	No.206-201 No.206-201≤0であれば0 なお、No.214が1,805万円超の場合は0として扱う。
208		令和 6 年推計所得税額（令和 5 年所得税額）	0	=	0	No.118（推計所得税額） or自治体で独自把握している額（No.216）
209		所得税における扶養親族数（控除対象配偶者含み、国外居住者除く）	0	=	0	No.204と同値 or自治体で独自把握している数（No.217）から扶養親族（控除対象配偶者含む）のうち国外居住者の数（No.215）を控除
210		所得税定額減税可能額	1	× 30, 000	30, 000	3万円×減税対象人数（扶養親族数+1）
211		所得税控除不足額			30, 000	No.210-208 No.210-208≤0であれば0 なお、No.24又はNo.218が1,805万円超の場合、0として扱う（いずれにも数値が入っていない場合は、No.214が1,805万円超の場合、0として扱う。）。
212		調整給付額（円単位）			0	No.207+211 No.201=0かつNo.208=0であれば0
213		調整給付額（万円単位）		万円単位切上げ	0	No.212を万円単位に切上げ。
214	4	個人住民税における合計所得金額				1,805万円を超える場合、給付対象外のため調整給付額（個人住民税）の算定不要→No.207を0として扱う。
215	項目なし	扶養親族（控除対象配偶者含む）のうち国外居住者の数				No.204から控除し、控除後の扶養親族数でNo.206を計算する。 ※No.209も国外居住者を除いた数で計算。
216	項目なし	令和 6 年推計所得税額（令和 5 年所得税額）				令和5年所得税の実額を把握しているのであれば、当該数字を使用する。
217	項目なし	所得税における扶養親族数（控除対象配偶者含む）				所得税における扶養親族数（控除対象配偶者含む）を把握しているのであれば、当該数字を使用する。 なお、本欄は16歳未満扶養者数を含むものとする。
218	項目なし	所得税における合計所得金額				1,805万円を超える場合、給付対象外のため調整給付額（所得税分）の算定不要→No.211を0として扱う。